

☆☆☆ 免許状の授与手続きに必要な書類について ☆☆☆

1 はじめに

この資料は香川県で教員免許状を申請する際に必要な書類をまとめた一覧になります。

☆授与の手続を利用される方は[2頁～](#)を

☆授与（検定）の手続を利用される方は[7頁～](#)を ご確認ください。

**（注意！）免許状の授与申請をする際は、必ず修得単位の確認を受けてから申請してください。
（再授与の手続で期限切れ免許状原本を提出できる場合は除く。）**

2 申請方法

申請の方法は二通りあります。

I. 単位の確認後にお渡しする紙の申請書様式により、申請を行う方法。

→同封の案内に沿ってご準備ください。

II. 香川県電子申請・届出システムを利用して、申請を行う方法。

→下記の申請フォームより、必要事項を入力してください。

※いずれの場合でも、必要書類は同封の案内と本資料を参考としてください。

☆香川県電子申請・届出システム（授与手続）

[申請フォームの URL](#)



（注意）利用者登録が必要です。

3 必要書類の送付先

申請に必要な書類は下記まで郵送、又は、持参で送付してください。

〒760-8582

（香川県）高松市天神前6番1号 天神前分庁舎 8階

香川県教育委員会事務局 義務教育課 総務・免許グループ あて

4 必要な手数料等

申請・郵送での返送には以下の手数料・郵送代が必要です。

☆授与 → 3,300円（免許状1枚につき）

☆授与（検定込み） → 3,300円 + 1,700円 = 5,000円（免許状1枚につき）

★郵送代金 → 530円（簡易書留料金）

紙による申請の場合は☆授与手数料を香川県収入証紙又は郵便為替で納付のうえ、★郵便代金分の切手を貼った返信用封筒をご準備いただきます。香川県電子申請・届出システムを利用する場合は、☆☆併せてシステム上で電子決済（クレジットカード等）が可能です。

☆授与手続き必要書類一覧

	手続き	関係法令等
1	新規授与	大学等において所定の単位を修得した者に新しく免許状を授与する。 教育職員免許法（以下、「免許法」。）別表第1、別表第2又は別表第2の2、免許法附則第8項、第11項 等
2	資格試験（による授与）	教員資格認定試験に合格した者に免許状を授与する。 免許法第16条第1項、第16条の4第3項又は第17条 等
3	再授与	教員免許更新制度の期間中に期限切れ失効してしまった免許状等の再授与。 ※香川県で授与された免許状であれば、必要書類の省略が可能。

※○は必須、△は場合によって必要。●、▲は香川県電子申請・届出システム上で提出が可能。

	新規 授与	資格 試験	再 授 与	必要書類	概要
①	●	●	●	教育職員免許状授与願	香川県電子申請・届出システム上で入力、提出が可能。
②	○		△	免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に定める基礎資格を有することの証明書	△免許状原本の提出が無い場合は必要（再授与）。 各種免許状（共通） ・学位（短期大学士、学士、修士）の証明書（③に記載がある場合は不要）（※1） （例）卒業証明書、成績証明書 等 特別支援学校教諭免許状 ・小、中、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有することの証明（免許状の写し） 養護教諭免許状 ・（別表第2のロ、ハの場合）保健師の免許を受けていることの証明（免許の写し） 栄養教諭免許状 ・栄養士又は管理栄養士の免許を受けていることの証明（免許の写し）

	新規 授与	資格 試験	再 授 与	必要書類	概要
③	○		△	学力に関する証明書	△免許状原本の提出が無い場合は必要（再授与）。 大学等が発行する教員免許取得用の証明書。
④	●	●	●	履歴書	所定の様式を香川県電子申請・届出システム上で添付ファイルとして提出するか、又は、印刷・記入したものを郵送等で提出。
⑤	●	●	●	宣誓書	香川県電子申請・届出システム上で入力、提出が可能。
⑥	△		△	実務に関する証明書	△教育実習の単位を実務により振り替える場合は提出が必要（新規、再授与）。
⑦	△		△	介護等の体験実施証明書 又は代替措置完了証明書 又は免除する者の証明	△免許状原本の提出が無い場合は必要（再授与）。 △小、中学校教諭の免許状を取得する場合は必要（新規授与）。 （既に小、中学校教諭の免許状を有する場合は、その免許状の写しで可） あるいは、介護等の体験を免除する場合 → （※２）
⑧		○		教員資格認定試験規程第 8条第2項に規定する合 格証明書又は免許法施行 規則第 64 条第1項に規 定する資格を有すること の証明書	教員資格認定試験規程第8条第2項に規定する合格証明書 教員資格認定試験に合格した方が、試験を行った文部科学省又は大学の学長に申請することで交付される証明書。 免許法施行規則第64条第1項に規定する資格を有することの証明 同項各号に定められた所定の資格を有することの証明（免許の写し）（※３）。
⑨	△	△	△	戸籍抄本	△添付している証明書類について、現在の名前と異なる記載がある場合は必要。

	新規 授与	資格 試験	再 授 与	必要書類	概要
⑩	△	△	△	返信用封筒	△免許状の郵送を希望する場合は必要。 →ただし、香川県電子申請・届出システム上で郵送料金を納付する場合は不要。
⑪	△	△	△	その他必要書類	△申請手続きによっては、追加で提出をお願いする書類があります。 上記１～３以外の方法で免許状を取得される場合は、一度、担当まで必要書類をご確認ください。 (なお、教育職員検定が必要な場合の書類は別ページです。)

(※１) 基礎資格としての学位について

基礎資格	基礎資格に含まれるもの	免許状
修士の学位を有すること。	Ⅰ．学校教育法第 104 条第 3 項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合 (※) 修士(専門職)、法務博士(専門職)、教職修士(専門職) Ⅱ．大学(短期大学を除く)の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に 1 年以上在学し、30 単位以上修得した場合	専修免許状
学士の学位を有すること。	Ⅰ．学校教育法第 104 条第 2 項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る)を有する場合(※) 学士(専門職) Ⅱ．文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合 (※) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められる場合(免許法施行規則第 66 条の 4)	一種免許状
(栄養教諭の場合) 学士の学位を有すること、かつ、 …(略)。	Ⅰ．(同上) Ⅱ．(同上) (※) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に 4 年以上在学し、124 単位以上を修得し卒業した場合(免許法施行規則第 66 条の 10)	

短期大学士の学位を有すること。	I. 学校教育法第 104 条第 2 項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く）若しくは同条第 6 項に規定する文部科学大臣に定める学位を有する場合 （※）短期大学士（専門職） II. 文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合 III. 文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合 （※） 1 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した場合（短期大学士の学位を有する場合を除く） 2 指定教員養成機関に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した場合（指定教員養成機関を卒業した場合を除く）（免許法施行規則第 66 条の 5）	二種免許状
（養護教諭の場合） 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	I. （同上） II. 文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合 （※） 1 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した場合（短期大学士の学位を有する場合を除く） 2 養護教諭養成機関に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した場合（養護教諭養成機関を卒業した場合を除く）（免許法施行規則第 66 条の 9）	

（※ 2）介護等の体験を免除する者について

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）第 3 条

規定	介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者
第 1 項第 1 号	保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 7 条の規定により <u>保健師の免許を受けている者</u>
〃 第 2 号	保健師助産師看護師法第 7 条の規定により <u>助産師の免許を受けている者</u>
〃 第 3 号	保健師助産師看護師法第 7 条の規定により <u>看護師の免許を受けている者</u>
〃 第 4 号	保健師助産師看護師法第 8 条の規定により <u>准看護師の免許を受けている者</u>

Ⅱ 第5号	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により <u>特別支援学校の教員の免許を受けている者</u>
Ⅱ 第6号	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により <u>理学療法士の免許を受けている者</u>
Ⅱ 第7号	理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により <u>作業療法士の免許を受けている者</u>
Ⅱ 第8号	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により <u>社会福祉士の資格を有する者</u>
Ⅱ 第9号	社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により <u>介護福祉士の資格を有する者</u>
Ⅱ 第10号	義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により <u>義肢装具士の免許を受けている者</u>
第2項	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者

（※3）免許法施行規則第64条第1項に定められた資格

第64条 …（前略）…。ただし、特別支援学校自立教科教諭の普通免許状のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める者には、授与しない。

＝ 授与されるには、各号に定められた資格を有している証明が必要。

規定	授与しない者
第1号 理療の教科についての普通免許状	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定による <u>あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許</u> （以下それぞれ「あん摩マツサージ指圧師免許」、「はり師免許」及び「きゆう師免許」という。） <u>のいずれかを有しない者</u> （医師法（昭和23年法律第201号）の規定による <u>医師免許</u> （以下この項において「医師免許」という。） <u>を受けているものを除く。</u> ）
第2号 理学療法の教科についての普通免許状	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定による <u>理学療法士の免許</u> （第65条において「理学療法士免許」という。） <u>を有しない者</u>
第3号 理容の教科についての普通免許状	理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和23年法律第67号）の規定による <u>理容師免許及び美容師免許</u> （第65条においてそれぞれ「理容師免許」及び「美容師免許」という。） <u>のいずれも有しない者</u>

☆授与等（検定）手続き必要書類一覧

	手続き	関係法令等
1	実務経験による免許取得 （上進）	一定の実務経験と所定の単位を修得することにより、上位の免許状を取得（上進）する。（特支免は除く。） 免許法別表第3、別表第6、別表第6の2、免許法附則第18項（ 幼保特例 ） 等
2	他教科免許取得	所定の単位を修得することにより、既に有する免許状（中・高）と同じ学校種で、他の教科の免許状を取得する。 免許法別表第4 （例）中学校教諭一種免許状（社会）保有者 → 中学校教諭一種免許状（国語）取得 等
3	隣接校種の免許取得	一定の実務経験と所定の単位を修得することにより、隣接する学校種の免許状を取得する。 免許法別表第8 （例）中学校教諭一種免許状（社会）保有者 → 小学校教諭一種免許状取得 等
4	特支学校教諭の免許取得	一定の実務経験と所定の単位を修得することにより、特別支援学校教諭の免許状を取得又は上進する。 免許法別表第7
5	領域追加（特支）	一定の実務経験と所定の単位を修得することにより、特別支援学校教諭の免許状に領域を追加する。 免許法第5条の2第3項 ※検定の必要がない場合もあります。
6	実習教科の免許取得	一定の条件又は実習助手等での実務経験と所定の単位を修得することにより、実習教科の免許状を取得する。 免許法別表第5、免許法附則第9項 等
7	その他	個別に相談してください。

…必要書類は次のページへ

※○は必須、△は場合によって必要。●、△は香川県電子申請・届出システム上で提出が可能。

	実務 経験	他教 科	隣接 校種	特支 免許	領域 追加	実習 教科	必要書類	概要
①	●	●				●	教育職員免許状授与願	香川県電子申請・届出システム上で入力、提出が可能。
②	△					△	学位等の基礎資格を有することの証明書	△幼保特例制度により幼稚園教諭 <u>一種</u> 免許状を取得する場合。 →学位の証明書（学士） △大学に3年以上在学し、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者として、免許状を上進する場合。 →学位の証明書、成績証明書 △実習教科の免許取得において、学位を有することが条件となっている場合。 →学位の証明書（学士、短期大学士、準学士）
③	○	○	○	○	○	○	学力に関する証明書	免許法認定講習の場合は「単位修得証明書」。
④	●	●	●	●	●	●	履歴書	
⑤	●	●	●	●	●	●	宣誓書	
⑥	○	○	○	○	○	○	身体に関する証明書	教育職員検定に係る証明書。健康診断票で代替可能（検査項目に要注意）。
⑦	○		○	○	○	△	実務に関する証明書	△実務経験を要件としている場合は必要。
⑧	○	○	○	○	○	○	人物に関する証明書	現任学校長による証明が必要。
⑨						△	技術に関する証明書	△技術優秀であることを要件としている場合は必要。
⑩	△	△	△	△	△	△	戸籍抄本	△授与手続きと同様。
⑪	△	△	△	△	△	△	返信用封筒	△ 〃 。
⑫	△	△	△	△	△	△	その他必要書類	△ 〃 。